

令和８年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和８年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

2 業務の目的

平成２７年度から同一の半島地域である三重県・奈良県・和歌山県が協働し、別紙の紀伊半島地域を１つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより情報発信力を高め、紀伊半島地域への移住・定住の促進や関係人口の創出の取組を展開してきた。

近年、人々の働き方や暮らし方に対する価値観に変化が見られ、地方との関わり方も多様化している。そのような中で、紀伊半島における移住・定住の促進や関係人口の創出を図るためには、紀伊半島という地域が有する多様な魅力を広く発信し、認知度の向上や興味・関心の喚起を図る必要がある。

本業務では、３県の枠組みを超えた紀伊半島地域一体としてのプロモーションや東京都内における交流イベントを通して、ターゲットに対して紀伊半島地域が移住・多拠点居住の選択肢として広く認知していただくとともに、当地域への移住や継続的な交流を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和９年２月１９日（金）まで

4 契約金額の上限

本業務の委託料は、９，４５０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

5 委託業務の内容

（１）紀伊半島のプロモーション

移住・多地域居住の選択肢としての紀伊半島地域を認知してもらうためのプロモーション施策を実施すること。なお、施策の立案及び実施にあたっては、以下の点に留意すること。

ア ターゲット

主に都市圏在住の２０代～３０代で、以下の（ア）～（エ）のいずれかに当てはまる方を想定する。

- (ア) 複数の生活基盤で多様な働き方・暮らし方を実践したい方（テレワーカー、二地域居住者、複業起業をされる方等）
- (イ) 一次産業への就業を考えている方
- (ウ) 地方ならではの伝統産業や文化を継業したいと考えている方
- (エ) 地域資源を活用した起業または地方にはあまり見られない産業等での起業を考えている方

イ プロモーションの内容

アに記載のターゲットに対して、紀伊半島が移住・多拠点居住や関わりたい地域の選択肢として魅力的であることをプロモーションできる内容とすること。プロモーションの内容を考えるうえで、以下の6点に留意すること。

- (ア) プロモーションを行うにあたり、個別の県ごとに魅力を発信するのではなく、各県の魅力を紀伊半島地域の魅力として相互に作用させてまとめ上げるとともに、各県の弱みを各県の強みで補い合うことで3県の枠を超えた紀伊半島地域全体としての発信ができるように努めること。
- (イ) 紀伊半島地域内に移住や多拠点居住をしており、起業やまちづくりなど地域活性化に資する活動をしている人の活動や暮らし、関わりしろとなる場や機会、都市圏からの主要なアクセス方法などを発信すること。
- (ウ) ターゲットに対して的確に情報を届けるために、アに記載のターゲットについて、活用するプロモーション媒体に応じて、“地方で起業希望者のみ”や“多拠点居住希望者のみ”といった1つの項目のみに対象を限定した発信も可とする。
- (エ) ターゲットや内容に応じて、様々な媒体で的確にプロモーションを行うことが望ましい。なお、インターネット広告配信を行う場合は、次のa～dに留意すること。
 - a. 広告配信の目的を明確にしたうえで目的達成度合を計測できるKPIを各広告で設定するとともに、検索連動型広告やディスプレイ広告、動画広告等、広告配信効果の最大化を図るために最適と考えられる手法において広告配信を行うこと。また、ターゲットに応じて関心の高い情報の傾向や閲覧されやすい情報の露出方法等が把握できる広告配信を行うこと。
 - b. 広告配信にあたり掲出する画像やアニメーション、動画等のクリエイティブを作成する場合は、広告配信の目的に照らし合わせたうえで、ターゲットのニーズに適合したものをデザインするとともに、広告を配信するデバイスに応じて、クリエイティブの掲出が最適化されるようにすること。また、クリエイティブの作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利

手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。

- c. 広告配信におけるランディング先は、Google Analytics⁴やGoogle Tag Manger等で適切な効果指標が計測できるWebページとして、委託者の求めに応じて、ランディングページのアクセスデータ等を提供すること。
- d. 広告価値を毀損させる「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等については確実な対策を実施したうえで、広告配信前にその内容を委託者に報告すること。

(オ) プロモーションの実施にあたり、紀伊半島地域の概要や(2)のイベント内容、動画を作成した場合はその動画、令和7年度同事業で制作した動画6本

(※) 等も掲載するウェブサイトを作成すること。ウェブサイト掲載内容については、契約締結後の委託者との協議により決定することとする。なお、ウェブサイトについては新たにドメインを取得せず、委託者が保有するドメイン

(<https://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/>) 直下に置くこと。なお、ドメイン直下への設置作業にあたっては、三重県がサイトを委託する受託者と調整を行うこと。

(※) 掲載するコンテンツについてはYoutubeチャンネル「紀伊半島チャンネル」(https://www.youtube.com/@kiihanto_channel) 内に投稿している6本の動画とする。

(カ) 各種SNS媒体を活用したプロモーションを行う場合は、原則として委託者が保有する既存アカウントを使用すること。ただし、本事業を実施するにあたり必要なSNS媒体に係るアカウントを委託者が保有していない場合は、委託者と協議の上、新規アカウントを取得できるものとする。なお、受託者は使用するSNS媒体を活用したプロモーション事業の実績及び運用経験を有すること。

ウ 成果の計測

プロモーションの効果を評価するために、施策に応じて、あらかじめ目標数値等を設定し、できるだけ定量的に成果を計測すること。

(2) 首都圏でのイベント実施

(1)のプロモーションにより、紀伊半島地域への移住や多拠点居住に興味・関心を持った方を対象に、実際の移住者や多拠点移住者等と交流することができる首都圏でのイベントを複数回開催すること。

ア イベントの主旨

紀伊半島地域での移住や多拠点居住に興味を持った方に対して、実際に紀伊半島地域で理想の暮らしや働き方を手に入れた移住・多拠点居住者等との交流を行い、ロー

ルモデルを提示することで、紀伊半島地域での移住や多拠点居住について理解を深めていただき、今後の継続的ななかかわりのきっかけを創出することとする。

(ア) 開催時期

効果的と思われる時期を提案の上、委託者と協議の上決定

(イ) 開催場所

東京23区内の主要駅に近く、60人程度を収容できるキャパシティがあり、飲食物の提供が可能なイベントスペースとする。食事を行いながら、ゲストや3県の移住担当職員との交流ができる十分なスペースを有するものとする。

イ 企画運営

以下の6点に留意してイベントを実施すること。

(ア) アに記載のイベント主旨を踏まえたうえでの企画を実施すること。なお、紀伊半島の食を堪能しながら、ゲストや3県の担当者等と気軽に交流できる場面は必ず設けること。

(イ) イベントが一過性のものとならず、参加者が紀伊半島の具体的な地域に興味を持ち、継続的な関わりのきっかけを作れるような工夫や仕掛けを行うこと。

(ウ) 会場及びイベント運営に必要な人員（司会、ファシリテーターといった進行スタッフや受付人員、責任者等も含む）、備品や機材等はすべて受託者が手配するとともに、会場の設営を行うこと。

(エ) 会場レイアウトやイベントの進行シナリオ、台本等を作成すること。なお、1カ月前までには委託者に資料の案を提出し、委託者からのチェックバックののちに校了とすること。

(オ) リハーサルを実施し、イベント時の段取りの確認を行うこと。

(カ) ゲストへの謝金や旅費、交流会の食材費など、イベント開催に係る一切の費用を本委託契約に含めるものとする。なお、委託者における職員派遣に係る日当や旅費については含めないこととする。

ウ 集客

以下の3点に留意して集客を行うこと。

(ア) 1回あたりの参加者の集客目標は30～60名程度とし、目標人数を集めるために効果的な手段で広報を実施すること。

(イ) インターネット広告配信を行う場合は、(1)イ(エ)に留意すること。

(ウ) イベントの参加申込フォームを作成し、参加申込みの取りまとめを行うこと。

参加申込者の個人情報の管理にあたっては、流出・漏洩等が発生しないように細心の注意を払うこと。また、イベントの円滑な開催にあたり、参加申込者への必

要な連絡はすべて受託者が行うこと。申込状況について適宜委託者に報告すること。

エ その他

以下の４点に留意すること。

- (ア) イベント開催に必要な関係機関との各種調整、申請、諸手続き等が発生する場合は、受託者が行うこと。
- (イ) イベント後に参加者アンケートを実施し、集計のうえ取りまとめて委託者に提出すること。
- (ウ) イベントの詳細や集客の手段、資料の内容等について、委託者と入念に調整のうえ、決定することとする。
- (エ) イベント終了後、(１)イ(オ)のウェブサイトへ、開催結果を掲載すること。

6 納品物

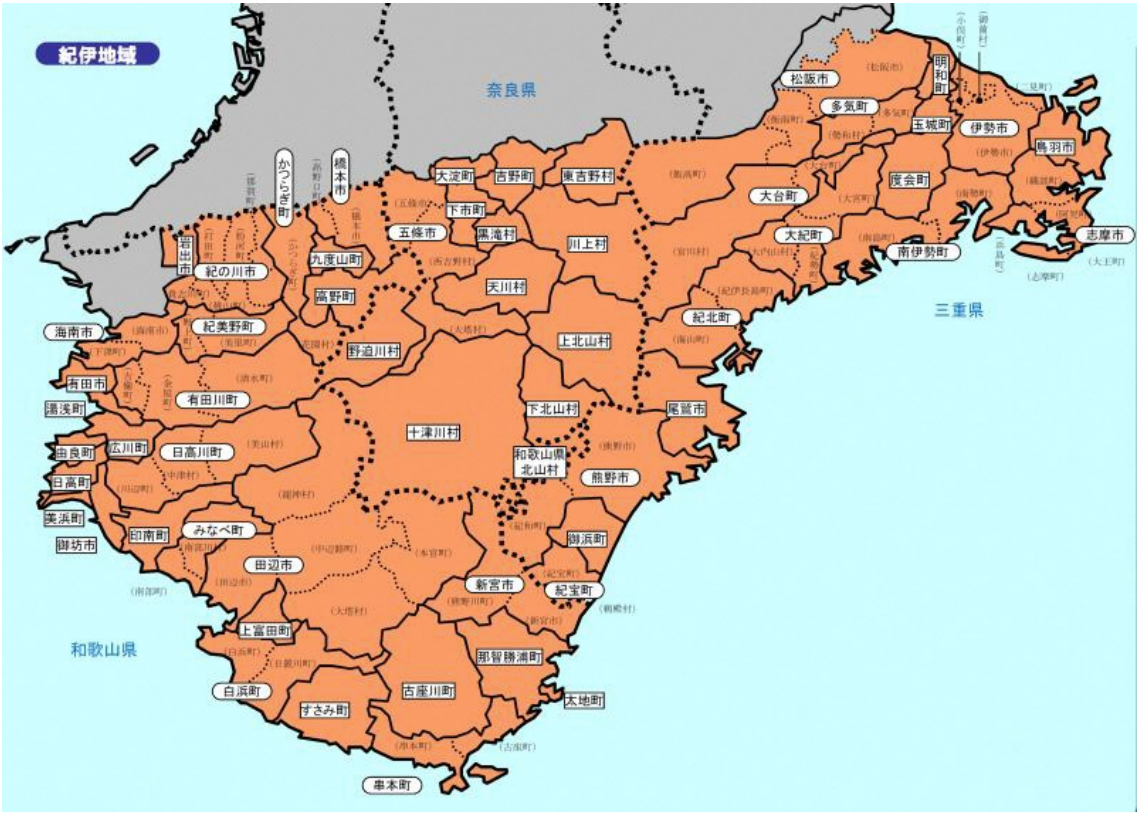
- (１) 業務実施報告書（電子データ）
- (２) 作成したクリエイティブ（電子データ）

7 委託業務の実施条件

- (１) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委託者と共有すること。また打合せ方法は原則として、オンライン形式または委託者が指定する場所での対面形式とする。
- (２) 実施内容については、仕様及び提案内容を踏まえ、委託者と協議の上決定するものとする。
- (３) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者との協議により決定する。
- (４) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (５) 個人情報の管理については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (６) 受託者は本事業の実施にあたり、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委

託者に申請の上、承認を得なければならない。また、受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(別紙) 紀伊半島地域について



伊勢市、松阪市（一部）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、
三重県 明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜
町、紀宝町

奈良県 五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、
十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県 海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川
市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有
田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白
浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、
串本町